

女性ヘルスケア指導医認定申請について よくあるお問合せ

<業績目録について>

- 業績目録として求められる学会発表・論文が、女性ヘルスケア研修項目のうち一つの項目にしか該当しませんが、よろしいでしょうか。(例：性感染症のみ、骨盤臓器脱のみ、など)

⇒女性ヘルスケア専門医研修項目に含まれている疾患・病態であれば結構です。

- 申請条件にある学会での発表において、「学会」の定義とはどのようなものでしょうか。
⇒基幹学会およびサブスペシャルティ学会の地方会、分科会、ワークショップなどです。基幹学会の認定する(e 医学会カードでポイントが付与される)研究会、研修会も含まれます。もちろん、女性ヘルスケアの臨床に関する発表でなければなりません。

- どのようなものが業績を証明する「論文」とみなされるのでしょうか。

⇒日産婦学会の定義と同じく、学術論文です。学会誌、商業誌の女性ヘルスケアに関する原著論文、総説、症例報告が該当します。ニューズレターは、論文には該当しません。

- 「女性ヘルスケアの臨床に関する学会発表または論文発表」は、どこまでが臨床、どこまでが研究とみなされるのでしょうか。

⇒基礎的な研究でも、臨床に関連する内容であれば結構です。すなわち、女性ヘルスケア専門医研修項目にある疾患・病態を解明するための基礎研究であれば、結構です。

- 「学会発表または論文発表が、最近5年間に5編以上あること(このうち少なくとも1編は論文発表であること、共著者でも可)」とあります。①最近5年間とはいつからいつまでが対象でしょうか。②全てが共著者でもよいでしょうか。

⇒①申請期間前年の12月31日までの満5年間を指します。2022年1月から申請受付開始の場合、「最近5年間」=「2017年1月1日～2021年12月31日」となります。

②学会発表と論文発表のどちらも共著でも結構です。

- 同じテーマで学会発表と論文発表を行った場合は、2編とカウントするのでしょうか。それとも1編のカウントとなるのでしょうか。

⇒2編ではなく1編とカウントします。

<申請条件となる資格について>

- 申請に日本産科婦人科学会あるいはその他の基幹学会指導医認定証のコピーが必要で

すが、「その他の基幹学会」とは、何を指しますか。

⇒日本専門医機構の認める基本領域 19 学会を指します。(日本内科学会、日本外科学会、など)

●指導医認定審査要項に「日本産婦人科学会の指導医であること」という項目がありますが、指導医というのは専門医のことではないのでしょうか。

⇒本学会女性ヘルスケア指導医の申請要件として求められているのは、「日本産科婦人科学会あるいはその他の基幹学会指導医」で、専門医のことではありません(日産婦あるいはその他の基幹学会専門医であることはすでに女性ヘルスケア専門医認定時に求められています。

(2022.1)